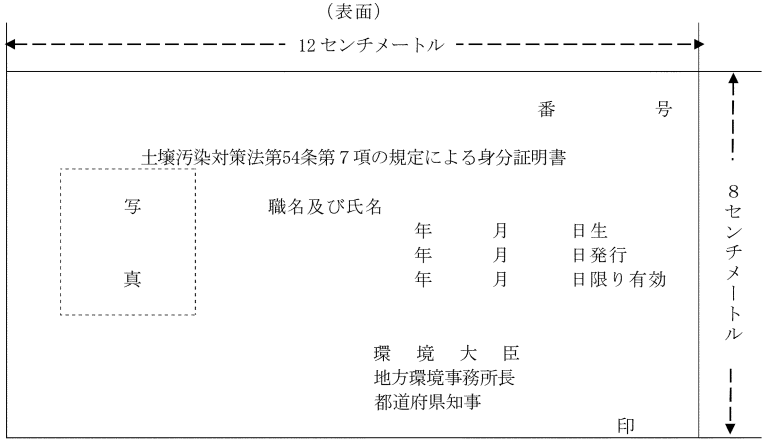
様式第十二（第二十六条関係）

（表面）



（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（報告及び検査）

第54条　（略）

２～４　（略）

５　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

６　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

７　第１項又は第３項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

８　第１項又は第３項から第６項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

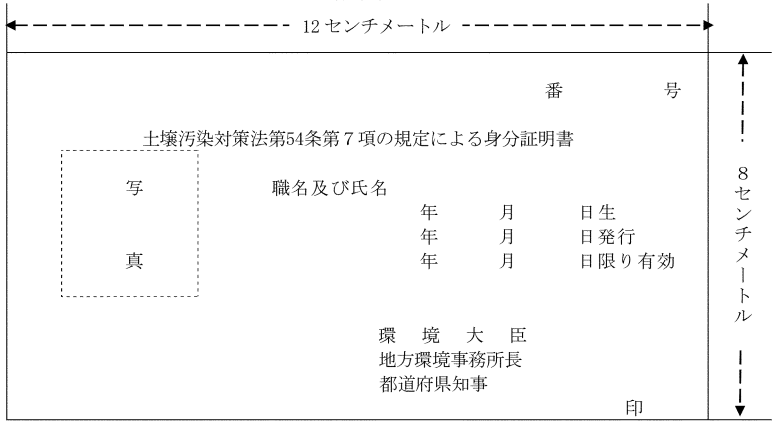
第67条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第54条第１項若しくは第３項から第６項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第十二（第二十六条関係）

（表面）



（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（報告及び検査）

第54条　（略）

２～４　（略）

５　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

６　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

７　第１項又は第３項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

８　第１項又は第３項から第６項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第54条第１項若しくは第３項から第６項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

（施行期日）

１　この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に土壌汚染対策法第三条第一項の規定による指定を受けている者が同法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、この省令による改正後の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第十九条第五号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。